足立区における指定認知症対応型通所介護事業所等が宿泊サービスの事業の提供をする場合の届出事業実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、足立区における指定認知症対応型通所介護事業所等が宿泊サービスの事業の提供をする場合の人員、設備及び運営に関する基準（平成２７年８月３１日付２７足福介発第１６３３号。以下「基準」という。）第２８条に定める届出事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

　（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）　宿泊サービス　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第１７項に規定する認知症対応型通所介護又は第８条の２第１３項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者（以下「指定認知症対応型通所介護事業者等」という。）が、当該指定を受けた事業所（以下「指定認知症対応型通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備の一部を使用して、当該指定認知症対応型通所介護事業所等及び法第８条７項に規定する通所介護の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。

（２）　宿泊サービス事業者　宿泊サービスを提供する者をいう。

（３）　宿泊サービス事業所　宿泊サービスを提供する事業所をいう。

　（実施主体）

第３条　本事業の実施主体は、足立区（以下「区」という。）とする。

　（事業内容）

第４条　区は、宿泊サービス事業者から当該宿泊サービスの実施に係る届出を受理し、当該事業者の実態を把握するものとする。

　（宿泊サービスに関する届出）

第５条　宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業について、基準第２８条第１項の規定に基づき区長に届け出るものとする。

　（遵守事項）

第６条　基準第２８条第１項の規定により届け出た宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービスの提供に当たり、基準を遵守するよう努めるものとする。

　（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付則（２７足福介発第１６３１号　平成２７年８月３１日　福祉部長決定）

この要綱は、平成２７年９月１日から施行する。